

公益財団法人小林奨学育英会奨学金貸与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小林奨学育英会定款第4条に規定する奨学金の貸与等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校奨学生に対する貸与
- (1) 大学奨学生に対する貸与

第2章 奨学金

(貸与の対象)

第3条 貸与の対象は、奨学生選考委員会で選考された者とする。

(貸付額等)

第4条 高等学校奨学生及び大学奨学に生対する貸与額は、毎事業年度に定める事業計画書及び収支予算書に定める額とする。

(奨学金の貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、次の各号の範囲とする。

- (1) 高等学校の正規の修学期間のうち3年を超えない範囲
- (2) 高等専門学校等の正規の修学期間のうち5年を超えない範囲
- (3) 大学生の正規の修学期間のうち4年を超えない範囲
- (4) 医学部等の正規の修学期間のうち6年を超えない範囲

(認定証書の交付)

第6条 本会奨学生選考委員会の選考を経て奨学生を決定する。

2 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、奨学認定証書を認定交付式において直接本人に交付するものとする。

(奨学金の貸与)

第7条 奨学金の貸与は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、毎月分を振り込む方法により行うものとする。

(奨学金の貸与の停止)

第8条 理事長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の貸与を停止することができる。

(奨学金の貸与の復活)

第9条 理事長は、前条の規定により奨学金の貸付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の貸与を復活することができる。

(奨学金の貸与の打切り)

第10条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の貸与

を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になり、卒業の見込みがなくなったとき。
 - (4) 在学する大学から就学の継続が不適格と認められたとき。
 - (5) 倫理に反する行為が認められたとき。
 - (6) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (7) その他奨学金の目的を達成する見込みがなくなったとき。
 - (8) 前各号のほか、奨学生として適正でないと認められたとき。
- 2 死亡した時並びに怪我等、疾病のために卒業の見込みがなくなったときは、奨学金の貸与を直ちに打ち切るものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 11 条 奨学生は、毎年度終了後 1 ヶ月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書(ホームページ様式第 2 号)を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は終了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(奨学生に対する指導)

第 12 条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な指導を行うものとする。

(奨学生の届出)

第 13 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅延なくその旨を書面(ホームページ様式第 3 号)により本会に届け出なければならない

- (1) 退学し、又は転学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学又は長期にわたって欠席するとき。
- (4) 復学したとき。
- (5) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも奨学金の貸与の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第 15 条 奨学生が次の各号一に該当する場合は、在学中に貸付を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業し、又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

2 前項の連帯保証人は、保護者及び奥州市若しくは胆沢郡金ヶ崎町に居住し、独立の生計を営む者とする。

(奨学金の利息)

第 16 条 奨学金には利息を付さない。

第 3 章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第 17 条 奨学生が第 16 条第 1 項に各号の一に該当する場合は、当該事由の発生した日から、6 ヶ月後の日を起算日として 10 年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、月賦、半年賦、年賦その他の割賦の方法によらなければならない。ただし、いつでも繰上げ返還することができる。

(奨学金の返還の猶予)

第 18 条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合は、出願によって奨学金の返還を猶予するものとする。

(1) 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき。

(2) 傷病により返還が困難になったとき。

(3) 別の大学、大学院に在学するとき。

(4) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、1 年以内とし、更に前項の事由が継続するときは、重ねて 1 年ずつ延長することができる。

(返還猶予の出願)

第 19 条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、保証人と連署の上前条第 1 項の事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき返還を猶予する場合、又は返還猶予期間中で特に必要があるときは、その事由を証することのできる書類を提出させるものとする。

(返還猶予の決定)

第 20 条 奨学金の返還猶予の出願があったときは、理事長がこれを審査の上決定し、その結果を本人に通知する。

(延滞利息)

第 21 条 奨学金の返還を遅延の督促にも拘らず、第 18 条に定める期間内に奨学金を返還しないときは、当該返還しない金額につき、年 8 %の延滞利息を徴収する。

(奨学生であった者の届出)

第 22 条 奨学生であった者が大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に入学したときは、在学証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

3 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届け出)

第 23 条 奨学生が死亡したときは、保護者は死亡診断書を添えて、直ちに奨学生死亡届により、理事長に届け出なければならない。

2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族又は連帯保証人は、直ちに前項に規定する奨学生死亡届に戸籍抄本を添えて、理事長に届け出なければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第24条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部又は一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願い出)

第25条 奨学金の貸与を受けた者が、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学金返還免除願いを提出しなければならない。

2 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人、遺族又は連帯保証人は、次の書類を添えて、奨学金返還免除願いを提出しなければならない。

- (1) 心身の障害によるときは、その事実及び程度を証する医師の診断書
- (2) 返済不能の事実を証する書類。

(返還免除の決定)

第26条 奨学金返還免除の願い出があったときは、理事長がこれを審査の上決定し、その結果を本人、遺族または連帯保証人に通知する。

第5章 補則

(規程の見直し等)

第27条 この規程は、必要に応じて見直すこととする。

2 前項の結果、この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経なければならない。

(補則)

第28条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月12日から施行する。